侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関する意見

2019 年 10 月 29 日 一般社団法人 日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策 PJ

1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化について

当協会としては、「文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会「中間まとめ」に対する意見」 (2018年12月28日)(以下「昨年12月当協会意見」において意見表明した通り、違法にアップロードされた出版物がダウンロードされることによって生じている被害への対策として、一定の範囲でダウンロードを違法化することに賛成する。その際、侵害出版物以外の全ての著作物に違法対象を拡大することの要否、違法とされる行為類型の限定の要否、著作物の提供形態の変化を踏まえた、既存の刑事罰規定を当然の前提としない形での刑事罰規定の見直し、違法ダウンロードの対象拡大が権利者の利益をかえって損ねることにならないような制度的配慮等の検討がなされることが望ましいことも、昨年12月当協会意見において既に述べたとおりである。

そのうえで、当協会としては、文化庁に対し、上記の意見も踏まえつつ、設問1(1)で示された、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請に応えた形の制度設計を望むものである。また、国民の正当な情報収集等に萎縮を起こさせないためには、制度案の検討の過程やその後の法改正審議・改正法施行等の過程において、文化庁から国民に対し制度の趣旨を分かりやすく周知し、国民が感じる疑問や懸念について丁寧に答えていくことが重要であると考える。

このように、当協会は、当事者間の十分な議論や文化庁の制度説明や周知が適切になされることを前提条件として、議論の結果を尊重したいと考えている(なお、このような当協会の立場は、質問2(1)(i)の「④具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき」と近い立場であるが、上記のような前提条件の実現を政府に求めるものであり、「政府における検討に委ねる」ものではないため、当該質問は該当する選択肢がないとして無回答としている。)。

すでに政府は、「インターネット上の海賊版に関する工程表」において、「『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと』という2つの課題を両立すべく、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める。」旨表明しており、本パブコメの実施に当たっても、文化庁著作権課が「本パブリックコメントの結果を十分に踏まえつつ、様々な関係者・有識者を含めた検討の場を設置し、具体的な制度設計等について検討を丁寧に進めていきたい」旨述べているところであり、当協会としては政府のこのような姿勢に賛成する。

2. リーチサイト対策について

リーチサイト対策については、昨年 12 月当協会意見において、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋 然性が高い悪質なものに限定して規制することに賛成する旨を表明したところであり、文化庁が提示 した当初案を基礎に、速やかに法改正していただきたいと考える。

なお、昨年12月当協会意見においては、「場・手段」を限定する方法について、「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」のみを要件とするのは疑問であるとし、例えば絞り込みの要件として、「サイトの開設の意図・目的」を据えたり、客観的要件として、不正な主観的意図の存在を推認できる事情(例えばリーチサイトにおける侵害コンテンツへのリンクが占める割合など)を明記したりすること等を提言したところである。この点、文化庁当初案では、一定の手当がなされていると評価できる」。しかし、特に、投稿型サイト設置者については、サイト設置者が積極的な関与をしていない場合(例:故意ではなく過失により侵害コンテンツの利用が助長されている場合)においても、侵害責任発生のリスクがある²ところ、そのようなリスクをきらって(本来自由な)投稿型サイトの設置自体が忌避される等、正当な表現行為が萎縮するおそれもあるため、例えば「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められる」とは、誘導型と同程度の悪質性を伴って侵害コンテンツの利用を助長している場合が想定されていることを、解釈で明確にすること等により、そのような正当な表現行為の萎縮が起こらないようにしていただくことを望むものである。

以上

¹ 文化庁当初案では、サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のためにデザインや表示内容等を作りこんでいる場合には、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められる」ことを要件としており、サイト開設の意図・目的が要件に組み込まれた制度設計となっている。また、掲示板などの投稿型サイトについては、リーチサイトに占める侵害著作物へのリンクが占める割合やサイト内で行われたリンクの分類・整理の状況等を踏まえ、当該サイトが公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであるかを判断する仕組みになっている。

² 統合型サイト設置者の意図・目的は、「(違法リンクの) 利用に資する分類又は整理の状況」という形で考慮要素の一つとはされているものの、仮に投稿型サイト設置者が積極的な関与をしていない場合でも、諸状況に照らし当該サイトが「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められる」ものと評価された場合には、たとえそれが故意ではなく過失によるものであっても設置者が侵害責任のリスクを負うことになる。